

# 令和7年度当初予算編成方針

## 【予算編成に当たっての財政的背景】

### 1. 地域経済の情勢

我が国経済の基調判断は、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と示されています。

こうした状況の中、岐阜県下においては、岐阜財務事務所が8月に公表した「経済情勢」によると、「回復に向けた動きに一服感がみられる」（2期連続）となっています。また、東海財務局が9月12日に公表した「法人企業景気予測調査」の「景況判断（景況判断 BSI）」においては「全産業では大企業、中堅企業では「上昇」超、中小企業では「下降」超幅は縮小している。」となっています。

他方、岐阜労働局が8月末に公表した県内の「有効求人倍率※1」は、減少傾向にあるものの1.50倍（全国第3位）となっており、また、ハローワーク岐阜管内においても、1.52倍と依然高い水準となっています。しかしながら、職業別に見ると「事務的職業」の倍率は、0.60倍と低くなっているのに対し、「保安の職業」の9.19倍、「建設等」は5.93倍と引き続き高い倍率にあり、職業による差異が大きくなります。

※1 公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの。

市内におけるリーサス(地域経済分析システム)を活用したデータ分析においては、令和2年の人口25,280人、うち生産年齢人口53.48%に対し、令和12年の推計では人口21,528人、うち生産年齢人口50.05%（2,752人減）と大幅に減少しています。生産年齢人口に対する老年人口の比率では、少子高齢化の進展に伴い急速に上昇しており、数年後には老年従属人口指数が1.0を超える恐れがある等、労働力の確保に影響が生じるおそれがあります。〈図1 鯉〉

以上のように、地域内経済や法人企業の景気等は、足踏みは見られるものの緩やかな回復傾向にあると言えます。しかし、雇用面等において企業規模や業種・職種によっては差異があり、企業支援等に当たっては各産業分野、地域の現状に応じた方策に加え、新たな発想・認識のもと持続可能な社会を創り出す事業展開が必要と言えます。

図1 人口等の推移（単位：人）

年度	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
総人口	30,951	30,316	29,629	27,114	25,280	23,486	21,528
生産年齢人口	20,303	19,489	18,230	15,503	13,547	12,096	10,775
年少人口	4,703	4,148	3,766	3,055	2,616	2,184	1,808
老年人口	5,945	6,679	7,633	8,544	9,117	9,206	8,945
老年従属人口指数※2	0.293	0.343	0.419	0.551	0.674	0.761	0.830

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】R7以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（R5.12月公表）の推計値。

※2 老年従属人口指数：生産年齢人口に対する老年人口の比率。

## 2. 国の令和7年度概算要求等の状況

「令和7年度予算の概算要求に当たっての具体的な方針について（令和6年7月29日閣議了解）」では、「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」を掲げる「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定。以下「基本方針2024」という。）」に基づき、経済・財政一体改革を推進することを方針付け、各省において、「年金・医療等に係る経費」「地方交付税交付金等」「義務的経費」等を適正に積算し、要求・要望を行うとされています。

また、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的な強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応するため、「基本方針2024」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」として予算措置するとされています。

これらを踏まえ、市が実施すべき施策等においては、国の動向や情報収集等に努め、国の財源等の積極的な活用を視野に入れた予算編成に努めていく必要があります。

## 3. 本市の財政状況

本市は、かつて県内唯一の起債許可団体<sup>※3</sup>でした。平成26年度決算以降、起債許可団体基準から脱してはいるものの、総務省が発表した令和5年度決算に基づく健全化判断比率（速報値）では、依然、実質公債費比率は高い比率（9.4%、高い方から県内12位）にあります。財政不均衡を調整するための財政調整基金からの繰入れは令和5年度を含め4年連続で行っておりませんが、持続可能な財政運営を継続していく上で、重要な指標である「実質単年度収支<sup>※4</sup>」においては、約3.6億円の赤字となり、その幅は拡大しました。〈図2参照〉（財政調整基金は令和2年度から令和5年度までで9.3億円増加〈図3参照〉）

※3 平成18年度以降、協議手続きを経れば、県等の同意がなくても地方債を発行できることとなったが、実質公債費比率（標準税率により算出された地方税に普通交付税等を加えた一般財源の規模）

に占める割合)が18%以上の団体等は、引き続き県等の許可が必要。

※4 歳入総額から歳出総額を差し引いたもの(形式収支)から、継続費や繰越明許費に伴って翌年度に繰り越すべき一般財源を控除したもの(実質収支)、そして当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもの(単年度収支)から、地方債の繰上償還額と財政調整基金への積立金を加え、積立金取崩額を差し引いて求めたもの。

今後の歳入において、重要な収入である交付税では、国勢調査人口、各係数の減少等及び交付税算入率の高い起債償還金の減少などによる算入減以外では大きな減額はないものと見込まれます。〈図4参照〉

市税収においては、令和6年度においては定額減税による影響はあるものの、国・県及び市による中小企業等への支援成果もあり大きな落ち込みはないものと見込まれますが、先に示した生産年齢人口の減少等に伴い逡減していく見込みとなっています。

〈図5参照〉

図2 実質単年度収支の推移(単位:億円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
収支	△7.0	△1.2	△1.0	1.4	△3.0	△2.2	6.1	△2.6	△1.5	2.1
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収支	△6.7	△5.2	△3.7	△4.5	△4.5	△4.8	△0.3	5.7	△0.9	△3.6

図3 財政調整基金残高の推移(単位:億円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
収支	23.1	18.9	16.9	17.0	22.0	25.1	25.2	30.2	33.8	36.3
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収支	36.4	33.9	31.9	29.5	26.3	22.2	23.4	24.4	28.2	31.5

図4 地方交付税等の推移(単位:億円)

区分		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
交付税	普通①	47.1	45.8	45.3	44.5	45.5	44.8	44.9	44.6	44.5
	普通追加算定	-	-	-	-	-	2.2	1	0.8	-
	特別	5.3	5.1	5.2	5.3	5.4	5.1	5.6	5.3	4.5
	計	52.4	50.9	50.5	49.7	50.9	49.9	50.5	50.0	49.0
臨時財政対策債②		4.6	4.6	4.6	3.4	3.3	3.9	1.1	0.5	0.2
普通交付税等(①+②)		51.7	50.5	49.8	47.9	48.8	48.7	46.0	45.1	44.7
前年度比		-	△1.3	△0.6	△1.9	0.9	△0.1	△2.7	△0.9	△0.4

※R3~R5は普通交付税の追加交付有、R6「交付税:特別」は当初予算額。端数処理による不一致有。

図5 市税等の推移（単位：億円）※R6は当初予算額

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市税	29.6	30.2	29.8	29.8	30	29	29.4	29.4	27.8
ふるさと応援基金	0.1	0.5	1	2.7	4.7	6.5	5.3	5.9	6.0

一方、歳出では、国の少子高齢化対策等に伴い社会保障関係費が増加傾向にあるほか、緊急自然災害防止対策事業債、脱炭素化推進事業債等の地方債活用期限を見据えたインフラ整備による投資的経費増加が想定され、今後、GX及びDX事業の加速に伴う経費等が増加する見通しとなっています。また、多くの公共施設等において減価償却が進んでおり、老朽化対策においても多額の財源が必要になる見通しであり、公共施設等総合管理計画及びその個別計画に基づき、優先度・経費の平準化（実施時期の明確化）を図り、対策を講じていく必要があります。

以上を踏まえ今後の財政運営の見通しとしては、国の臨時交付金を財源としていた事業の一般財源化やクリーンセンター管理費の増額等もあり、実質単年度収支の好転は見通せず、近年行っていなかった財政調整基金からの繰入をせざるを得ない見込みとなっており、楽観視できる状況にありません。

しかしながら、新たなステージへの移行に向け、市民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くための対策を講じていく必要があります。このため、本市における経常的な一般財源が減少傾向にあるなか、国の財源等の有効活用は必要不可欠で、特に一般財源のみの事業展開においては、必要な事業を絞り込んで実施していく必要があります。

さらに、デフレから完全脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えた今、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくために、徹底したワイズスペンディングを実行するとともに、国等の予算編成や地方財政対策、税制改正等の動向の把握に努め、本市にとって有効な制度を見逃すことなく活用する必要があります。また、今なすべき施策については、事業の優先順位付けを徹底し、実施時期の見直しや、事業の廃止、縮小等事務事業の抜本的な見直しを行うことで、持続可能な財政運営を確保する必要があります。

## 【予算編成に当たっての基本的な考え方】

### 1. 令和7年度のポイント

基本方針2024において、国は「物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いているものの、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される。海外経済の下振れによるリスクや円安等に伴う輸入物価の上昇の影響には留意する必要がある」との情勢認識を踏まえ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへと移行させていくため、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた取組の加速など、重要政策課題に必要な予算措置

を講ずることにより、メリハリの利いた予算編成とする方針が示されています。

国においては、「こども大綱」（令和５年１２月２２日閣議決定）で「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、「こどもまんなか実行計画２０２４」（令和６年５月３１日こども政策推進会議決定）を策定し、各省庁の概算要求に反映することとされています。

本市においても、令和６年３月に山県市「子育て」応援条例を施行し、「子育て応援のまち 山県市」を将来像に掲げ、「こどもまんなかまちづくりの推進」をはじめ６つの基本目標からなる「第３次山県市総合計画前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「総合計画」という。）が令和６年度からスタートしました。全ての課において求められる支援体制に迅速に対応できるように情報を収集し、「子育て応援のまち」実現に向け必要な施策を講じることとします。

令和６年は隣県で発生した能登半島地震や市内で最大震度６弱が予想される南海トラフ地震の臨時情報が初めて発表されたことなどを踏まえ、災害対応力の強化、防災・減災、国土強靱化の着実な推進を図るため、「山県市国土強靱化地域計画」に基づき取り組むべき施策を推進し、市民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要があります。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月２１日閣議決定）等のもと、標準準拠システムへの移行など、デジタル行財政改革が推進されます。これらの事業実施にあたっては、社会資本整備総合交付金やデジタル田園都市国家構想交付金など各省庁の補助制度等を的確に把握し、活用可能な補助金等を漏らすことなく柔軟に対応できるよう常に準備し、財源の確保に努めることとします。

令和７年度には東海環状自動車道西回りの県内区間が開通し、関係人口の拡大が見込まれます。山県市においても新たなステージのはじまりを迎え、現在までに進めてきた施策を礎として、こどもを大切に、こども自ら成長していく姿を家族みんなで、地域ぐるみで見守ることができる施策の展開を図ることとします。

財政運営においては引き続き、成果を意識し、証拠・根拠に基づいた政策立案（E BPM）を推進して行く必要があります。「客観的な根拠による説明が乏しい新規施策等は自重し、客観的に効果の見込めない従来施策については廃止・縮小も検討する」という考え方の中で、引き続き「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底していく必要があります。

## 2. 予算編成の基本的視点

### ① 予算全般に関すること。

ア) 客観的なデータに基づく「地方創生」「経営改革」推進の視点により、全職員が「地方創生」「経営改革」推進担当者との認識の下、監査委員からの指摘を始め、議会からの提案、各種審議会等や普段市民から寄せられている意見等も踏まえて、最小の予算で最大の効果を発揮するよう、より良い地域づくりに職員英知を結集した予算編成を目指すこととします。また、誰一人取り残されず全ての人

がDX・GXの進展による生活構造・経済構造におけるメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現を目指すこととします。

イ) 中長期的に取り組むべき課題<sup>※5</sup>に対応すべき予算措置は、時機を逸することのないよう積極的な予算編成を目指します。他方、「補完性の原理」に基づき、行政の責任領域を的確に見極め、官民連携の視点も踏まえつつ、「真に行政がなすべきこと」を踏まえ、補助制度や促進施策等については、KPI（Key Performance Indicator：重要業績指標）とPDCAも意識し、大胆な「スクラップ・アンド・ビルド」の視点や、補助事業等に関しては期限を定めた「サン・セット方式」の考え方の下に、原点に立ち返って検討するようにします。

※5 「将来的に経常費等を縮減し得るもの」「将来的に収入の確保が期待されるもの」等に係る「投資的経費」又は「その調査費」等をいう。

ウ) 予算編成に当たっては、予算に関する「利害関係者」と「非利害関係者」という双方の視点による「市民目線」の下に、市民に分かりやすく、明確かつ魅力的な予算の編成を目指します。そのため、1つ1つの行政目的を達成するための創意と工夫を凝らし、従来手法以外にも複数の手法を検討した後、最も効果的な成果が得られる手法での予算編成を目指します。

エ) 多様化する住民ニーズに対応するため業務を再点検し、引き続き業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏在性を是正する等、経費の削減に努めます。また、庁内の複数の部署で共通して実施している事務処理業務等について、職員が担うべき役割を整理し委託化や集約化等による効率化を進め、仕事そのものの見直し、優先順位づけや業務の廃止を含む業務量の削減を積極的に進めた上で、自動化に適した業務のRPAやAI-OCR活用、オンライン会議、リモートワーク等のためのシステムの運用等、社会の変容に対応した新たな発想と視点をもって業務の効率化を目指します。

## ② 歳入予算に関すること。

ア) 令和7年度予算については、「基本方針2024」のほか、新たな政策や各種自治体への支援制度、令和7年度より更新される「山県市国土強靱化地域計画」を常に視野に入れ、国・県の動向を注視するとともに、本市にとって有利な国庫補助制度等の活用については、セクションを超越したレベルで検討した上での予算編成とします。そのため、国県等の施策を「本市で活用できないかという視点」と「本市の必要とする施策に対し、国県等の補助制度はないかという着眼点」の下での情報収集に努めます。

【注視すべき国庫事業等】

- ・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進、拠点整備、デジタル実装）（内閣府）
- ・地域少子化対策重点推進交付金（こども家庭庁）
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（環境省）
- ・過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域）（総務省）
- ・農山漁村振興交付金（イノベーション関係）（農林水産省）

イ) 事業の実施にあたっては、歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、国や県の動向を踏まえた上で、各省庁の補助制度等を的確に把握し、活用可能な補助金等を漏らすことなく計上し、事業費の積算に反映することで、予算の一般財源の増加抑制を図ります。また、国の補正予算を有効に活用するため、事業の前倒し等に柔軟に対応できるよう常に準備し、財源の確保に努めます。

ウ) 使用料・手数料、分担金・負担金等については、類似施設との均衡調査や適切な原価計算等により、受益者負担として適正な対価と徴収方法を検討した上での予算編成となるようにします。

エ) 不用財産・物品の利活用は無論のこと、譲渡・売却処分等について検討するほか、基金の弾力的な運用について検討すること。雑入等の税以外収入については、広告収入やネーミングライツ等民間企業等とのコラボレーションの活用を検討する等、新たな発想での収入確保を目指した予算編成とします。

オ) 市債発行については、財政負担平準化の考えの中、将来人口の減少を見据えた発行抑制に努めつつも、有利な地方債のうち、期限があるものについては、機を逸することのないよう適正な予算確保に努める予算編成とします。

【注視すべき地方債活用事業：必要とする計画】

- ・こども・子育て支援事業（～R10）：こども計画
- ・公共施設等適正管理推進事業（～R8）：公共施設等総合管理計画
- ・脱炭素化推進事業債（～R7）：公共施設等総合管理計画（温暖化対策実行計画を含有）
- ・緊急自然災害防止対策事業（～R7）：緊急自然災害防止対策事業計画
- ・緊急浚渫事業（～R6。R7編成過程で検討）：緊急浚渫事業計画
- ・過疎対策事業（過疎要件：～R12法期限）：過疎地域持続的発展計画
- ・辺地対策事業（辺地要件）：辺地総合整備計画

カ) 基金繰入については、実質的な財源不足に伴う補填としての基金繰入の抑制に努めつつも、中長期的に取り組むべき課題で時機を逸することのないよう対応すべき予算措置については、用途に応じた特定目的基金の活用も視野に入れた予算

編成とします。

- キ) 新規に計上する事業のみならず既存事業についても、活用漏れのないよう必ず財源の確認を行い、国や県等の補助・助成制度について積極的に活用した予算編成とします。

### ③ 歳出予算に関すること。

ア) 経常経費については、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担及び法的根拠がある予算を除き（ただし、決算との乖離幅縮小とともに、できる限りの圧縮を目指す。）、物価高を考慮に入れつつも一般財源ベースで前年度当初予算額のゼロシーリングとなる予算編成とします。職員一人一人がコスト削減意識を持ち、積極的に事務の効率化に努めた予算編成とします。〈※予算留意事項3も参照〉

イ) 臨時経費については、前年度臨時経費総額の10%減を目標額とし、更なる事業の「選択と集中」に努める予算編成とします。

ウ) 普通建設事業費については、一般財源収入が減少する中での事業の増大は市債残高の増加につながり、後年度の財政運営を圧迫することから、事業の投資効果等について十分に検討した上で、事業単位での優先付けを徹底し、事業の進度調整を勘案した予算編成とします。

エ) 多様化する住民ニーズに対応するため、再任用職員の活用や、安定的な職員雇用のための施策、会計年度任用職員の適切な活用（人数・時間・単価等）も検討した予算編成とします。また、従来の地域力の想像、地方の再生への地域おこし協力隊員や集落支援員の活用のみならず、地域の課題解決に向け地域活性化起業人制度や地域力創造アドバイザー制度など専門知識を持つ人材の活用についても検討した予算編成とします。

オ) 各種公共施設については、施設の管理方法等について、指定管理者制度等の活用や民営化（PPP/PFI）、広域行政の推進を目指す一方で、従来アウトソーシングしていたものを市が直接執行することについて、改めて検討した上での予算編成とします。また、コロナ禍等を経て変容した社会経済の中で、各公共施設必要性の有無を検討した上での予算編成とします。

カ) 歳出予算を積算する上で、関係業者から見積りを徴収する場合は、特別の場合を除き、必ず複数の業者から見積書を徴収（少額経費を除く。）し、予算執行時



において適正な市場価格競争が阻害されることのないよう、最大限努力を払った上での予算見積りによる予算編成とします。

キ) 負担金補助及び交付金については、監査委員等からの指摘や意見も踏まえ、「負担金」「補助金」「交付金」の区分を明確にしつつ、それぞれの性質ごとの意義及び事業開始及び継続を必要とする背景を再点検した上で、過去の慣例にとらわれることなく、事業目標に対する評価や有益性を踏まえ、当該事業の廃止、見直し等再検討した上で予算編成とします。

また、各種団体等への補助金については、関係団体等の意見を聴取し、実績・実情を正確に把握した上での予算編成とします。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合（孫補助）のあり方については、慣例にとらわれず、改めて検討した上での予算編成とします。説明責任を果たすため市が単独で支出する補助金等は必ず根拠となる規定に基づく算出とし、歳入減少、人口減少を踏まえた事業スケール・効果を求める予算編成とします。

#### ④ 特別会計・企業会計に関すること。

ア) 特別会計については、一般会計に準じつつ、特別会計の設置目的に応じて会計間の経費負担の適正化を図るため、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）を念頭に、中長期的な展望の下での収支均衡に努め、安易に一般会計からの繰出しに依存することのないよう、健全経営の確立に努めた予算編成とします。

イ) 企業会計（上下水道事業）については、ライフラインの確保という最大のミッションを達成するため、リスクマネジメントと中期的視点での設備投資・更新、費用対効果化等に最大限配慮し、一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めた予算編成とします。

### 3. 令和7年度の重点的事項

「子育て応援のまち」として未来に向け持続可能な都市へと進んでいくため、「令和7年度当初予算」を編成する上で、4つの視点を重要事項として予算編成することとします。

#### 1 [こどもと未来を結ぶ多様性のある社会実現]

こどもの健やかな成長と自立が図られるよう、「子育て応援」の基本理念のもと、「保健」「教育」「福祉」といった特定部局の施策に留まらず、「インフラ」「生活

支援」「環境創造」等、多くの目線で見守る施策が必要。山口市においても、教育・子育て支援が一体化した機能・体制を加速させ、国、県、地域等と連携してこどもが安心して育つことができる環境を確保し、未来へとつなぐ支援に取り組むことが必要。少子高齢化社会においては、各世代が適正な役割を持って溶け込み、個性を輝かせることが重要であり、多様性が尊重される社会の実現に向け、世代等がシームレスに働きやすい、生活しやすいまちづくりを目指していく施策が必要。

## 2 [健康寿命の延伸と高齢者の活躍]

健康寿命の延伸を目指すことは、「健診」「栄養」といった特定部局の施策に留まらず、「運動促進」「住民団体支援」「教育」のほか、社会参加活動や重要な外出手段を担う公共交通の確保等も視野に入れた施策が必要。また、既に到来している人口高齢化を乗り越え、持続可能なまちを維持していくための意欲と能力のある高齢者が生き生きと活躍するための取り組みが必要。

## 3 [未来を見据えた力強く豊かなまちづくり]

「道路」「上下水道」などの社会インフラの整備や、近年多発する災害に備えた強靱化対策といったハード面の整備のみならず、指定避難所の環境整備、孤立集落対策や自主防災組織の強化等ソフト面も含めた防災・減災対策を適時選択の上進めていく施策が必要。また、東海環状自動車全線開通を見据えた「企業支援」「観光」などによる地域経済の活性化への取り組みや、国指定史跡を目指す大桑城跡をはじめとした「歴史・文化」「自然」など山口市らしさを未来へ紡ぐ、豊かなまちづくりのための施策が必要。

## 4 [地域課題解決に向けた DX・GX の推進]

現在進めるフロントヤード・バックヤード改革による行政のDX化を加速させていくとともに、「防災・減災」「福祉」「公共交通」「観光」などの分野における地域課題解決に向け、デジタルの力を活用することで、全ての世代がその恩恵を享受し、暮らしやすいまちづくりを推進する施策が必要。また、施設整備による省エネ・再エネ化に留まらず、「有機農業」や脱炭素に取り組む事業者への支援など、GXの取り組みを地域にも展開する施策が必要。

以上のことを踏まえ、限られた財源を最大限有効に活用し、住民福祉の向上につながるよう「予算編成留意事項」にも留意し、全職員が一丸となって英知を結集し、予算編成作業にあたることとします。

# 予 算 編 成 留 意 事 項

## 1 予算全般に関する事項

基本的には「聖域を設けない」ことを原則とし、公共施設等のあり方を含め、大胆な「スクラップ・アンド・ビルド」の視点の下で、客観的な根拠に基づく「地方創生推進の視点」によるメリハリの利いた予算編成を目指してください。

## 2 歳入に関する事項

前述の「予算編成方針」に定める事項のほか、次の事項にも留意し、各科目を通じて過大な見積りは避け歳入欠陥を招かないよう留意すると同時に、計上漏れや過小計上となることのないよう適正な金額を予算計上するようにしてください。

- (1) 住民税等は、生産年齢の減少、現下の経済情勢を勘案し、国・県の動向に最新の注意を払って収入見込額を予算計上するとともに、税負担の公平化、徴収率の向上に努めてください。
- (2) 国・県支出金については、引き続き、セクションを超越して他団体の特定財源を「したたかに確保する」という理念による予算編成を目指し、制度変更が予想されるものについては要求段階での制度で積算し、随時訂正補完するようにしてください。ただし、国県等の補助事業においては、一定の市費を伴うことや事業実施に伴い人的負担が発生すること、更に市費による事業継続の可能性があること等、結果として多額の一般財源の持ち出しや人件費の増加を招かないように事業採択に当たっては十分吟味してください。
- (3) 市債権等については、引き続き、税・税外収入を問わず、徴収対策室とも連携し、不納欠損せざるを得なくならないように検討するとともに、更なる収納率向上に努めるようにしてください。
- (4) 地方交付税については、原資となる国税4税の税収を名目経済成長率等により機械的に積算し、一般会計から特別会計への交付税繰入額（入口ベース）を7.6%増の17兆9,244億円と算出されています。特別会計では、同じく交付税原資に組み込まれる「地方法人税」の税収（0.4%増）等を足して、自治体への実際の配分額（出口ベース）で前年度費1.7%増の18兆9,753億円の概算要求がなされています。地方交付税は、長引く財源不足の状態が続いていましたが、近年、地方税収等の伸びを背景に財源不足解消の動きを見せています。平成17年以降においては、平成16年度地方財政ショックのような大幅な地方交付税減額の発生はなく、令和7年度につ

いても、「基本方針2024」の内容から、少なくとも地方交付税の大幅削減のような事態は想定しにくいですが、本市においては令和2年国勢調査確定値の人口減少等による減少、公債費算入額の変化及び算出項目の改廃による変動があること等を踏まえ、最新の動向に細心の注意を払って予算計上してください。

- (5) 使用料・手数料、分担金・負担金等については、引き続き、負担の公平化と効果等を検討し、料金等の改定についても十分検討してください。財産収入は、売却処分や基金の柔軟な運用等の検討、雑入は、広告収入等の検討をして、新たな発想での収入確保を目指して予算計上してください。

### 3 歳出に関する事項

経常経費にあっては、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担関係費及び法的根拠ある予算（この場合も決算額との乖離幅減少とできる限りの圧縮を目指す。）以外は、原則として、事業ごとに前年度当初予算額のゼロシーリング（一般財源ベース）となるようにしてください。（なお、臨時経費についても前年度臨時経費総額の10%減を目標額として査定時調整）

- (1) 人件費については、再任用職員の活用のほか、専門人材にも活用可能な地方人材支援制度や地域活性化起業人制度、地域力創造アドバイザー制度を理解し、会計年度任用職員の適正な活用を検討した予算編成とします。また、特定の所属課に拘らず「地域おこし協力隊員」や「集落支援員」の委嘱、短時間勤務職員等の活用も検討してください。

- ① 特別職については、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年山口市条例第37号）による単価等に基づく金額を予算計上してください。なお、前年度に引き続き「報償費」として予算計上しようとするものについては、本来は同条例に規定して「報酬」として予算計上すべきものでないかどうか、改めて点検の上、予算計上するようにしてください。
- ② 常勤一般職の人件費については、総務課において一括積算し、定員適正化計画に基づく適正な金額で、相応の科目に予算計上してください（補助対象分を除く。）。なお、企業会計分等については、その所管課が総務課の指示のもとに積算して予算計上してください。
- ③ 時間外手当等については、引き続き休日出勤等の時間外勤務を基本的には振替えで対応する等、その縮減と適正化を徹底し、一般枠分については前年度と同じ方式により、総務課にて予算計上してください。なお、補助事業等により事業費支弁が認められるものについては、そうした制度の有効活用に努めて事業所管課により予算計上してください。この場合、総務課の予算計上分と重複する分については、企

画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整することとします。

また、新たにあらかじめ通常の勤務時間以外に勤務が必要な業務においては、始業終業時間を前倒し又は繰り下げて勤務できる「時差出勤勤務制度」の活用を意識して予算計上するようにしてください。

- ④要求にあたっては、業務内容及び業務量、令和7年度の事業計画等を勘案したうえで、その必要性を十分に精査し、人員及び経費について必要最小限を計上するようにしてください。なお、会計年度任用職員の報酬額等は、必ず総務課と協議した上で予算計上してください。

また、当初より事業として割り振るための会計年度任用職員確保においては各課毎予算計上するほか、職員が年度内に減少する補てん措置の分として会計年度任用職員を確保する必要がある場合には、総務課において、必要最小限の人員にて一括予算計上するようにしてください。

- (2) 報償費については、引き続き、記念品等の配布で効果が薄いものについては、廃止・縮小する方向で改めて検討してください。

- (3) 旅費については、引き続き、職員育成とスキルアップに配慮して予算計上してください。附属機関等の研修に係る特別旅費については、研修効果を十分考慮の上、適正な研修計画により予算計上してください。特定部局のみに特化しない職員の資質向上・スキルアップ等のための一般的研修旅費については、総務課にて一括予算計上し、個別業務に係る研修旅費は関係課が目的ごとの科目に予算計上するようにしてください。

- (4) 需用費については、引き続き、更なる創意工夫により経費節減に努めてください。

- ① 消耗品費については、引き続き、在庫等の状況をよく調査し、有効活用を図る考え方の下に予算計上するようにしてください。汎用性のある消耗品については、総務課にて一括予算計上することとし、保育、教育委員会関連の予算を除き、事業課においては予算計上（補助事業に係る分等を除く。）しないようにしてください。この場合、補助事業等に係る分等として、併合支出による執行を想定しているもの（光熱水費・郵便料金・複写機使用料等を含む。）については、企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整しますので、補助事業課が事前に総務課と協議する必要はありません。

- ② 燃料・光熱水費等については、引き続き、他施設とのバランスについても比較分析しLED化や電力の自由化等もよく調査し、実績等を基に予算計上するようにしてください。

- ③ 印刷製本費については、引き続き、ホームページの活用等、一層のペーパーレス化の推進、在庫印刷物の有効活用等を十分検討した上で、予算計上するようにしてください。また、毎月発行の広報紙の折込文書の原則廃止等、広報手段の一元化や経費節減や、自治会長等と職員の労力の縮減化にも配慮してください。
- ④ 食糧費については、引き続き、会議時間の短縮化に努め、SDGsの観点からも、飲食費の削減に努めてください。なお、昼食・飲料については、決して華美なものとならないように留意し、常勤職員の食費については予算計上しない、又は職員負担分を雑入として歳入に予算計上するようにしてください。
- ⑤ 被服費については、引き続き、抜本的な必要性を検討した上で必要最小限に留めるようにし、貸与基準等に基づく計画的な購入に基づいて予算計上するようにしてください。
- (5) 維持補修費については、引き続き、緊急事態が発生する前のリスク・マネジメントを考慮し、補修費が恒常的に嵩むものについては、廃止・建替・大規模修繕等も視野に、いわゆる「ライフ・サイクル・コスト（建築物の生涯コスト）の縮減」を図るための計画的な施設管理を視野に、過去の実績等を勘案して予算計上してください。
- (6) 役務費については、引き続き、通信費等の抜本的な情報伝達手段のあり方を再検討するとともに、電話・郵便料金等の割引制度及び料金体系の変動をよく調査した上で、過去の実績等を基に予算計上するようにしてください。
- (7) 委託料については、引き続き、近年の職員採用・再任用状況、指定管理者制度の導入や行政改革による事務効率化の進展等を鑑み、従来アウトソーシングしていたものについても、なるべく市が直接執行するという視点の下で、予算計上してください。また、保守管理委託等で専門業者に委託する必要がある場合にも、通年契約とスポット契約の長短を視野に入れて検討した後に予算計上してください。
- (8) 工事請負費については、引き続き、工法及びコスト縮減等についても検討し、限られた金額で同等以上の事業量が確保できるように努めるとともに、発注時期についても十分配慮（原則、上半期の早い時期での発注）しておいてください。また、緊急度、効果、後年度負担等を十分に検討し、真に行政効果のあるもののみを予算計上するようにしてください。
- (9) 備品購入費については、引き続き、既存資産の有効活用、その必要性をよく検討して最小限の予算計上に留めるようにしてください。新規購入の場合には、保有状況等

を勘案し、情報機器等については総務課情報担当と協議してから予算計上するようにしてください。

(10) 使用料及び賃借料については、引き続き、リース終期までの総額やリースアップ後の対応等も検討し、レンタル等も踏まえて総合的な判断により予算計上するようにしてください。また、土地等の賃借料の更新等に当たっては、過去の単価決定の経緯、他の土地等の単価比較等をした上で、再更新の必要性等も十分検討したうえで、適正な金額により予算計上するようにしてください。

(11) 負担金補助及び交付金については、補助金等交付の根拠となる法令や各種計画等の変更はもとより、対象人口の増減、社会情勢及び行政需要の変化により見直す必要が生じた補助金は速やかに見直しを行うこと。引き続き、「負担金」「補助金」「交付金」の性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上で予算計上するようにしてください。特に、補助金については、内部機関への補助は見直し、外部関係団体への補助については当該団体の意見をよく聞く等して実情を正確に把握した上で、本市の財政規模が縮小していく中で、政策・方針等について十分な理解が得られるよう、補助金の透明性を確保し、また、補助金交付に対する費用対効果を追求したより効率的で適正な金額を予算計上するようにしてください。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合のあり方については、改めて検討してください。

- [参考]
- ・「補助金」とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業（産業の助成・社会福祉・公共事業等）を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。
  - ・「負担金」とは、国、地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金をいう。
  - ・「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出する一方的な交付である。
  - ・「助成金」とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭であり、経費の性格としては補助金と同様であるが、予算計上の経費の性格から特段の理由で助成することとされている。

#### 4 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）堅持に努めるようにしてください。また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・県支出金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めるようにしてください。

医療・介護保険事業においては、コロナ禍において特殊な費用変動及び広域化等の進展を研究して、中期的なビジョンで予算把握に努めてください。

## 5 公営企業会計に関する事項

公営企業会計（上下水道）については、引き続き、経費負担の適正化（道路舗装による補償金等）に注意し、独立採算制の原則に照らし、企業性格を十分に発揮して一層の業務合理化及び効率化に徹して経営健全化に努めるとともに、内部留保資金の計画的な活用を検討の上、BCP（事業継続計画）を含めた中長期的なライフ・ラインの確保に最善を尽くした予算を目指してください。ストックマネジメントにより下水道施設の老朽化の進展状況を把握するとともに、その計画によるリスク評価、優先順位をもって管理施設の最適化を目指し、地方財政措置を漏れなく活用できるように進めてください。